

# 福 祉



子育て世代包括支援センター『すまいるステーション』（平成30年10月1日開所）

# 福 祉

## 1 生 活 保 護

### (1) 生活保護状況

年度	区分 全市人口	月平均保護		保護率	月平均保護費	
		実世帯	実人数		支払額	一世帯当たり支給額
25	120,749 <sup>人</sup>	1,043	1,291 <sup>人</sup>	10.7 <sup>%</sup>	192,033,199 <sup>円</sup>	184,116 <sup>円</sup>
26	119,945	1,040	1,264	10.6	187,722,725	180,503
27	119,101	1,028	1,247	10.5	141,537,466	137,682
28	119,905	1,050	1,281	10.7	184,273,205	175,498
29	119,088	1,066	1,286	10.8	189,332,157	177,610
30	118,384	1,052	1,266	10.7	187,200,123	177,947

注：%は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

### (2) 生活保護費支出状況

年度	区分	28				29				30			
		延人員		金額		延人員		金額		延人員		金額	
		人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%
扶 助 費	生活扶助	13,736	31.13	621,447,181	28.10	13,508	30.46	605,367,304	26.65	13,091	30.11	564,957,252	25.15
	住宅扶助	11,554	26.19	216,689,387	9.80	11,627	26.22	229,582,590	10.10	11,278	25.94	231,081,131	10.29
	教育扶助	592	1.34	6,412,746	0.29	539	1.22	5,797,403	0.25	523	1.20	5,047,001	0.23
	介護扶助	3,561	8.07	67,511,533	3.05	3,821	8.62	67,550,225	2.97	3,925	9.03	63,349,721	2.82
	医療扶助	14,362	32.55	1,264,297,248	57.18	14,522	32.75	1,326,588,694	58.39	14,327	32.95	1,341,426,420	59.71
	出産扶助	1	0.01	935,530	0.04	2	0.01	450,540	0.02	2	0.01	744,090	0.03
	生業扶助	93	0.21	1,360,501	0.06	86	0.19	1,082,680	0.05	78	0.17	1,791,157	0.08
	葬祭扶助	9	0.02	817,516	0.04	17	0.03	1,443,503	0.06	29	0.06	3,005,799	0.13
	就労自立 給付金	1	0.01	53,069	0.00	1	0.01	29,583	0.01	3	0.01	100,483	0.01
	小計	43,909	99.53	2,179,524,711	98.56	44,123	99.51	2,237,892,522	98.50	43,256	99.48	2,211,503,054	98.45
施設事務費	209	0.47	31,753,752	1.44	219	0.49	34,093,365	1.50	225	0.52	34,898,418	1.55	
合計	44,118	100.00	2,211,278,463	100.00	44,342	100.00	2,271,985,887	100.00	43,481	100.00	2,246,401,472	100.00	

## 2 高齢者福祉

### (1) 高齢者人口

(31.4.1 住民基本台帳)

年	区分	総人口	65歳以上	年齢階層別人口				高齢者人口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構成比
		人	人	人	人	人	人	%
27		122,751	36,747	10,318	8,011	6,707	11,711	29.94
28		121,966	37,396	11,020	7,668	6,693	12,015	30.66
29		121,211	37,753	10,966	7,585	6,971	12,231	31.15
30		120,351	38,030	10,182	8,421	6,957	12,470	31.60
31		119,281	38,126	9,204	9,212	7,160	12,550	31.96

### (2) 介護保険事業

#### ア 見込み量(新居浜市高齢者福祉計画2018による)

##### (ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
30		1,039	937	1,690	1,409	1,087	1,014	770	7,946
31		1,011	949	1,685	1,442	1,109	1,036	788	8,020
32		991	960	1,692	1,470	1,126	1,051	812	8,102

※ 端数処理の関係で、一部合計が一致していない。

#### イ 要介護認定

(H31.3月末現在) 認定者数 7,862人

(内訳)

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,020	985	1,611	1,390	1,045	1,033	778

#### ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区分	年	25	26	27	28	29	30
介護サービス等諸費		10,743,768	10,936,324	10,763,093	10,586,789	10,822,969	11,028,718
介護予防(支援)サービス等諸費		578,227	627,606	618,647	626,638	299,055	302,224
高額介護サービス等費		292,237	297,889	303,638	322,894	332,586	339,965
審査支払手数料		15,900	16,106	16,208	15,814	14,405	14,419
特定入所者介護サービス費		500,393	514,577	496,160	437,819	409,789	402,874
特定入所者介護予防サービス費		303	465	458	293	170	136
計(介護給付費)		12,130,828	12,392,967	12,198,204	11,990,247	11,878,974	12,088,336

#### エ 第1号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度・平成21年度・平成24年度・平成27年度及び平成30年度に、介護保険料額が改定された。

(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		平成30年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	34,000
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	56,700
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	56,700
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	94,500
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	113,400
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が300万円以上かつ350万円未満	128,500
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	136,000
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	139,800

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経理に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額である。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(所得段階が第1～5段階のみ)した金額を用いる。

#### オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分		年度	26	27	28	29	30
現年度	調定額(円)		2,621,461,090	2,612,581,770	2,660,083,130	2,683,855,340	2,715,868,240
	収入済額(円)		2,588,071,490	2,577,540,630	2,629,364,913	2,657,408,553	2,693,870,764
	収納率(%)		98.73	98.66	98.85	99.01	99.19
滞納繰越分	調定額(円)		63,297,613	66,708,700	68,078,785	62,149,547	52,858,534
	収入済額(円)		18,534,723	17,786,087	20,003,445	21,105,138	22,729,440
	収納率(%)		29.28	26.66	29.38	33.96	43.00
計	調定額(円)		2,684,758,703	2,679,290,470	2,728,161,915	2,746,004,887	2,768,726,774
	収入済額(円)		2,606,606,213	2,595,326,717	2,649,368,358	2,678,513,691	2,716,600,204
	収納率(%)		97.09	96.87	97.11	97.54	98.12

#### カ 指定サービス事業所数 (H31.3月末現在)

居宅介護支援事業所	54	通所リハビリテーション事業所	75*
訪問入浴介護事業所	2	短期入所療養介護事業所	7
訪問リハビリテーション事業所	74*	認知症対応型共同生活介護事業所	31
通所介護事業所	34	介護老人保健施設(老人保健施設)	5
短期入所生活介護事業所	14	認知症対応型通所介護事業所	5
福祉用具貸与事業所	12	介護予防支援事業所	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9	地域密着型介護老人福祉施設	7
介護療養型医療施設(療養型病床群)	2	特定福祉用具販売事業所	12
小規模多機能居宅介護事業所	8	特定施設入居者生活介護事業所	1
訪問介護事業所	45	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3
訪問看護事業所	89*	地域密着型通所介護事業所	14
居宅療養管理指導事業所	167*		

\*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

### (3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

#### ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老月間中に訪問し、記念品を贈っている。

平成30年度175人に支給

#### イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

平成31年4月1日現在

クラブ数 87クラブ

会員数 5,458人

#### ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

#### エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、救急連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

平成31年4月1日現在203台を設置している。

#### オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

平成31年4月1日現在19台を設置している。

#### カ 老人短期入所事業

(ショートステイ／養護老人ホーム)

家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を養護できない場合に、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

光熱水費実費負担：1日当たり 350円

食材料費実費負担：1日当たり 1,050円

#### キ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい協力員等社協支部、地域住民が一体となり、一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握や日常生活における心身の相談に応じている。

平成31年4月1日現在 見守り推進員 279人  
対象高齢者数 3,061人

#### ク 要介護者理美容サービス事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に訪問理美容券を希望者に支給する。

年3回 平成30年度実績 延べ332回

#### ケ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図っている。

#### コ 家族介護者慰労金支給事業

在宅において中重度の介護を要する高齢者を介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護者及び要介護者の福祉増進を図る。

### (4) 地域支援事業

#### ア 要介護者紙おむつ支給事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に紙おむつを支給する。

#### イ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立てを行うべき者がいない方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

#### ウ 笑いによる健康増進事業

認知症予防に健康効果が期待できる「笑い」の効能に着目し、身近な地域で寄席を開催し、元気な高齢者の増加を促進している。

平成30年度 2カ所実施  
介護予防寄席を開催する。



(5) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、総合的に支援する。多職種連携の取組を強化し、自立支援を図る。

平成30年度事業内容

1. 予防給付ケアプラン作成事業
  - 新規契約件数 686件
  - 予防給付ケアプラン作成 延べ 13,222件
2. 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 事業対象者(平成31年3月31日現在) 412人
  - 介護予防ケアマネジメント 延べ 7,732件
  - 一般高齢者施策事業
  - 介護予防教室の開催 120回 延べ 2,617人
  - 健康長寿地域拠点づくり事業 計80か所
  - デイサービスえびすや 延べ 751人
  - 介護予防リーダー講座 8回 修了拠点45か所
3. 総合相談支援事業、権利擁護事業
  - 相談件数 地域包括支援センター 1,030件
  - 協力機関(継続相談含む) 1,113件

地域ケアネットワーク推進協議会開催

小学校区単位で73回

ランチ(協力機関)との連絡会 12回

認知症初期等支援チーム員会議 3回

認知症サポーター養成講座

33回 1,777人養成

4. 包括的継続的ケアマネジメント

介護支援専門員研修会 3回

主任介護支援専門員研修会

(地域リーダー研修) 4回

介護支援専門員連絡協議会総会 1回

地域ケア会議 31件

5. 健康長寿コーディネーター配置事業

配置人数 第1層 1人

第2層 4人

6. その他

介護相談員派遣事業 44施設 延べ 641人

シルバーボランティア推進事業

88施設 270人(新規46人)

(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎32-2134	滝の宮町3番3号 ☎33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等
平成30年度の利用者数		37,426人	27,489人	27,093人

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成28年4月1日～  
令和3年3月31日（5年間）

(7) 川東高齢者福祉センター大島分館

所在地 新居浜市大島甲128番地の1  
敷地面積 515.53㎡  
構造 鉄筋コンクリート造2階建  
建物面積 414.00㎡  
室構成 和室、調理実習室、図書室、大会議室、事務室  
完成 昭和56年3月31日  
使用料 無料  
平成30年度の利用者数 1,527人  
※平成27年4月1日より旧大島公民館を老人福祉センターへ用途変更して使用

(8) 慈光園

老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由

により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所在地 西の土居町一丁目6番20号  
☎32-4325  
沿革 昭和26年8月、滝の宮町2番1号開設。平成23年6月1日現地に新築移転。なお、平成25年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人三恵会に行わせている。  
指定期間 平成28年4月1日～  
令和3年3月31日（5年間）  
敷地面積 5,716.99㎡  
構造 鉄筋コンクリート造3階建  
建物面積 4,988.21㎡  
室構成 居室98室、集会室、食堂、面会室、浴室、医務室、調理室、事務室、ショートステイ2室、家族室等  
定員 100人  
入所状況 81人（31.4.1現在）

(9) 軽費老人ホーム

- ・軽費老人ホーム（A型）  
低額な料金で、高齢者を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）  
施設処遇よりも入所者の個人の自立性を尊重した在宅処遇を目指す施設。

区分	軽費老人ホーム				
施設名称	宝寿園	ケアハウスファミリア	ケアハウス白寿	ケアハウス夢テラス	ケアハウスプラチナガーデン
経営主体	社会福祉法人宝集会	社会福祉法人はびねす福祉会	社会福祉法人すいよう会	社会福祉法人三恵会	社会福祉法人はびねす福祉会
所在地	荷内町2番21号 ☎46-2080	船木甲2216番地の29 ☎40-2001	清住町1番37号 ☎46-5252	西の土居町二丁目8番12号 ☎33-4477	一宮町二丁目6番72号 ☎31-3200
敷地面積	5,109.54㎡	7,463.95㎡	3,511.23㎡	9,925㎡	8,497.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	1,517.40㎡	1,244.37㎡	1,184.76㎡	1,369.58㎡	4,499.43㎡
事業費	3億853万5,000円	2億7,153万7,000円	2億4,907万円	3億2,721万円	18億5,023万円
開設年月日	昭和58年11月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成10年12月1日	平成17年6月1日
定員	50人	30人	28人	30人	60人
入所状況 (31.4.1現在)	47人	29人	24人	25人	58人
主な設備	各室電話設置	個室24室、夫婦室3室	個室24室、夫婦室2室	個室22室、夫婦室4室	個室48室、夫婦室6室 ・老人短期入所 ・デイサービスセンター ・ヘルパーステーション ・在宅介護支援センター ・居宅介護支援事業所

### 3 児 童 福 祉

(1) 保 育 所

ア 保 育 所 一 覧 表

(認可保育所)

(31. 4. 1 現 在)

区 分	保 育 所 名	認可年月日	面 積		認 可 定 員			職 員			
			敷 地	建 物	2歳 未 満	2歳 以 上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 宮 保 育 園	昭44. 4. 1	m <sup>2</sup> 3,761.06	m <sup>2</sup> 1,218.92	人 35	人 85	人 120	人 1	人 22	人 5	人 28
	新 居 浜 保 育 園	23. 9. 3	3,087.60	849.03	15	105	120	1	14	5	20
	金 子 保 育 園	27. 9.19	2,731.93	693.95	12	78	90	1	18	3	22
	高 津 保 育 園	44. 4. 1	4,094.08	794.22	20	70	90	1	12	5	18
	垣 生 保 育 園	25. 3. 1	2,237.56	670.64	10	50	60	1	11	3	15
	多 喜 浜 保 育 園	36. 4. 1	1,966.00	697.25	21	99	120	1	8	4	13
	東 田 保 育 園	30. 9. 1	3,338.71	699.60	20	100	120	1	14	4	19
	船 木 保 育 園	29. 8. 1	2,186.35	452.10	15	65	80	1	12	3	16
	角 野 保 育 園	26. 4.30	1,819.60	381.24	10	50	60	1	10	3	14
	大 生 院 保 育 園	26. 4.30	3,221.85	798.00	20	100	120	1	13	4	18
	小 計	10カ所	28,444.74	7,254.95	178	802	980	10	134	39	183
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	13	77	90	1	25	6	32
	み な と 保 育 園	48.11. 5	797.38	708.97	40	60	100	1	19	4	24
	十 全 保 育 園	55. 4. 1	1,285.56	1,364.95	45	75	120	1	18	4	23
	新 居 浜 八 雲 保 育 園	平20. 4. 1	2,639.71	849.50	15	135	150	1	22	8	31
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	4	22
	さ くら 乳 児 園	52.12. 1	271.47	354.20	20	10	30	1	9	3	13
	新 居 浜 南 沢 津 保 育 園	平21. 4. 1	3,249.86	835.50	24	136	160	1	19	5	25
	ミ ド リ 保 育 園	昭38.12.13	2,469.31	768.31	35	85	120	1	17	4	22
	め ぐ み 保 育 園	44. 9. 9	2,382.45	825.78	36	84	120	1	22	6	29
	新 田 保 育 園	61. 1. 1	1,322.33	683.94	20	70	90	1	21	5	27
	泉 川 保 育 園	平15. 8. 1	2,055.90	874.93	20	100	120	1	23	3	27
	み どり 園 保 育 所	昭37. 9. 1	3,415.40	1,833.25	50	150	200	1	27	3	31
	す み れ 保 育 園	57. 9. 1	621.00	563.03	35	75	110	1	20	8	29
	中 萩 保 育 園	平24. 4. 1	2,522.30	880.37	14	126	140	1	20	7	28
	新 居 浜 上 部 の ぞ み 保 育 園	昭53. 4. 1	1,760.77	532.60	42	18	60	1	16	3	20
	新 居 浜 萩 生 保 育 園	57. 4. 1	2,351.00	493.27	10	80	90	1	17	3	21
は び ね す nursery school	平31. 4. 1	523.55	330.55	22	33	55	1	9	2	12	
	小 計	17カ所	31,049.99	13,146.99	476	1,339	1,815	17	321	78	416
合 計		27カ所	59,494.73	20,401.94	654	2,141	2,795	27	455	117	599



(へき地保育所)

(31.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
別子保育園	—	m <sup>2</sup> 861.42	m <sup>2</sup> 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 2	人 1	人 4

※ 園長は兼任

(認定こども園)

(31.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
認定こども園泉幼稚園	平27. 4. 1	m <sup>2</sup> 1,929.73	m <sup>2</sup> 840	人 20	人 40	人 60	人 1	人 17	人 11	人 29
認定こども園グレース幼稚園	平29. 4. 1	3,644.19	1,229.23	15	18	33	1	7	9	17
認定こども園グレース第二幼稚園	平29. 4. 1	4,271.42	929.19	12	15	27	1	5	4	10
認定こども園ひかり幼稚園	平31. 4. 1	4,537.16	2,342.64	15	45	60	1	24	7	32
合計	4カ所	14,382.50	5,341.06	62	118	180	4	53	31	88

※ 定員は、2号及び3号認定のみ

(地域型保育事業)

(31.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
かがやき保育園	平27. 4. 1	m <sup>2</sup> 94.20	m <sup>2</sup> 63.46	人 12	人 7	人 19	人 1	人 11	人 0	人 12
ちびっこワールドにはま園	平27. 4. 1	631	81.84	10	9	19	1	7	7	15
ぽこ・あ・ぽこ保育園	平29. 4. 1	825	120.00	6	12	18	1	9	5	15
すいよう会事業所内保育施設ひまわり乳児園	平27. 4. 1	193.20	164.82	24	12	36	1	15	3	19
こども園みるみる	平27. 4. 1	463.23	110.56	6	6	12	1	7	4	12
合計	5カ所	2,206.63	540.68	58	46	104	5	49	19	73

イ 入所状況 ( )は広域入所含む (31.4.1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
27	2,755 (2,768)	2,692 (2,705)	2,692 (2,705)	100.00	0
28	2,744 (2,759)	2,687 (2,702)	2,687 (2,702)	100.00	0
29	2,795 (2,810)	2,759 (2,774)	2,759 (2,774)	100.00	0
30	2,849 (2,866)	2,796 (2,811)	2,796 (2,811)	100.00	0
31	2,891 (2,921)	2,826 (2,855)	2,826 (2,855)	100.00	0

ウ 充足状況 ( )は広域入所含む (31.4.1 現在)

年度	認可定員	入所者数	充足率
27	2,867	2,692 (2,705)	93.8 (94.3)
28	2,875	2,687 (2,702)	93.5 (94.0)
29	2,947	2,759 (2,774)	93.6 (94.1)
30	2,956	2,796 (2,811)	94.6 (95.1)
31	3,079	2,826 (2,855)	91.8 (92.7)

## エ 一時預かり事業

### (1) 一般型

市内に在住する1歳以上の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを、通常保育と合わせて保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間とした上で、平均週3日を限度(原則)として保育を実施している。

・実施園 若宮保育園、垣生保育園

### (2) 余裕活用型

保育施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型一時預かり事業」を実施。市内に在住する就学前児童であって、一般型と同様の利用要件で、利用回数に制限はなく(認定こども園泉幼稚園は一般型と同様)、保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間として保育を実施している。

・実施施設・認定こども園泉幼稚園

- ・かがやき保育園
- ・ちびっこワールドにいほま園
- ・すいよう会事業所内保育施設  
ひまわり乳児園
- ・こども園みるみる
- ・ぽこ・あ・ぽこ保育園

・保育料

	利用時間	利用料金
全日	8時30分～16時30分 (食事あり)	1,500円
半日 (午前)	8時30分～11時30分 (食事なし)	700円
	8時30分～12時30分 (食事あり)	1,000円
半日 (午後)	13時30分～16時30分 (食事なし)	700円
延長保育	7時30分～8時30分 (食事なし)	30分につき 200円
	全日、半日(午前)、半日(午後)の利用時間を 超えて18時まで(食事なし)	

・平成30年度利用者数 一般型：4,364人  
余裕活用型：1,865人

## オ 延長保育対策事業

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、保育標準時間延長については、私立保育所16園と、地域型保育事業所1園で実施している。

・実施園 私立保育所

泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜菘生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園

地域型保育事業所

かがやき保育園

## カ 障がい児保育事業

保育が必要な障がい児で、保育所で行う集団保育になじむ児童を健常児とともに保育所に受入れて、その健全な社会性の発達を図り、健常児にとっても障がい児との統合保育によって障がい児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

・実施園 公立保育所

若宮保育園、新居浜保育園、金子保育園、高津保育園、垣生保育園、多喜浜保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園

私立保育所

朝日保育園、みなと保育園、ルンビニ乳幼児保育園、めぐみ保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、すみれ保育園、新居浜菘生保育園、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園

(障がい児保育は全園で実施するが、平成30年度障がい児を受け入れた園)

・平成30年度 公立保育所 障がい児 58人  
私立保育所 " 84人

キ 病児・病後児保育事業

新居浜市に在住の乳児・幼児又は小学校に就学している児童が、病気の回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かっている。

- ・実施園 なかよし園
- ・利用料

区 分	利用料 (児童1人/日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯(A)	0円
当該年度(4月から8月までの場合)にあつては前年度)分の市町村民税非課税世帯(B)	1,800円
当該年度(4月から8月までの場合)にあつては前年度)分の市町村民税課税世帯(その他)	2,700円

- ・平成30年度利用者数 延べ 295人

ケ 保育料徴収基準額 (月額)

平成31年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表 (1号認定用)

(平成31年4月1日)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額
階層区分	定 義		
A	生活保護世帯		0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯及び養育里親等の世帯		0円
	要保護者等世帯以外の世帯		3,000円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100円以下	要保護者等世帯 3,000円 要保護者等世帯以外の世帯 7,000円
		77,101円以上211,200円以下	14,400円
D 1			14,400円
D 2	211,201円以上		18,000円

ク 休日保育事業

市内のいずれかの保育園に通っている児童(措置年齢1歳以上)で、年間を通して保護者が日曜・祝日に勤務しているため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に、平日の通常保育とは別に実施している。

- ・実施園 すいよう会事業所内保育施設  
ひまわり乳児園
- ・時 間 標準時間認定  
午前8時00分～午後6時00分  
短時間認定  
午前8時30分～午後4時30分  
(標準時間の範囲内で延長有)
- ・保育料 無料 (延長保育料 200円/30分)
- ・平成30年度利用者数 延べ188人  
(ひまわり乳児園)

## 備考

- 1 この表における「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯をいう。
- 2 この表における「市町村民税所得割非課税世帯」とは、支給認定保護者及び該当支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- 3 この表における「養育里親等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。
- 4 この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
  - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
  - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
  - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
  - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
  - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
  - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
  - (8) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 5 この表における「所得割の額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その減免に係る額を所得割の額から順次控除して得た額を所得額の額とする。
- 6 この表のD1階層又はD階層に該当する世帯について、支給認定子ども及び当該支給認定子どもと同一世帯に属する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程若しくは同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子ども又は次に掲げる子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
  - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に在籍する子ども
  - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども
  - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども
- 7 この表のC階層の要保護者等世帯以外の世帯に該当する世帯について、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 この表のB階層の要保護者等世帯以外の世帯又はC階層の要保護者等世帯に該当する世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 9 月の途中で入退園をした支給認定子どもに係る当該月の保育料は、保育料月額に同月の開所日数のうち当該支給認定子どもが在籍した日数(その日数が20日を超える場合は、20日)を乗じ、これを20で除して得た額とする。ただし、この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。



平成31年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表（2号・3号認定用）

（平成31年4月1日）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（単位 円）					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	要保護者等世帯	0	0	0	0	
		要保護者等世帯以外の世帯	5,000	5,000	3,400	3,400	
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200	4,800	4,800	
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700	13,500	13,200	
C 2	48,600円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	
		要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100	16,500	16,200	
D 1	48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100	22,200	21,800	
D 2	57,700円以上 72,800円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100	22,200	21,800	
D 3	A階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	72,800円以上 77,101円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400	27,000	26,500	
D 4	77,101円以上97,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500		
D 5	97,000円以上133,000円未満	37,000	36,300	30,500	29,900		
D 6	133,000円以上169,000円未満	44,500	43,700	33,100	32,500		
D 7	169,000円以上213,000円未満	48,000	47,100	35,300	34,600		
D 8	213,000円以上257,000円未満	52,000	51,100	35,300	34,600		
D 9	257,000円以上301,000円未満	57,000	56,000	35,300	34,600		
D 10	301,000円以上397,000円未満	60,000	58,900	37,100	36,400		
D 11	397,000円以上	63,000	61,900	38,400	37,700		

備考

- この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の世帯及び児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
- この表における「市町村民税所得割非課税世帯」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
  - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
  - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
  - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
  - 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
  - その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- この表における「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。



- 5 この表における「均等割の額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の同項第2号に規定する所得割の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その減免に係る額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 この表のD 2階層若しくはD 3階層の要保護者等世帯以外の世帯又はD 4階層からD 11階層までの世帯について、支給認定子ども及び当該支給認定子どもと同一世帯に属する小学校就学前子ども、学校教育法第1条に規定する小学校、義務教育学校の前期課程(同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程をいう。)及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 7 この表のC 1階層からD 1階層の要保護者等世帯以外の世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 この表のB階層の要保護者等世帯以外の世帯又はC 1階層からD 3階層までの要保護者等世帯に該当する世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 9 月の途中で入退所又は入退園をした支給認定子どもに係る当該月の保育料は、保育料月額に同月の開所日数のうち当該支給認定子どもが在籍した日数(その日数が25日を超える場合は、25日)を乗じ、これを25で除して得た額とする。ただし、この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 本市以外で支給認定を受けた小学校就学前子どもについては、この表の規定にかかわらず、当該支給認定を行った市町村の定める額を利用者負担額とする。

サ 階層別入所状況(広域入所除く)

(31.4.1現在・単位:人)

区分		階層区分								
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
公立	全額該当児童数	1	42	32	141	191	87	21	9	524
	半額該当児童数	3	0	20	50	57	19	7	3	159
	無料該当児童数	2	52	29	11	5	0	0	0	99
私立	全額該当児童数	0	89	95	326	452	328	49	34	1,373
	半額該当児童数	1	0	46	138	138	80	8	5	416
	無料該当児童数	2	114	90	31	15	2	0	1	255
計		9	297	312	697	858	516	85	52	2,826

## (2) 児童福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	開始時期
子 ども 医療費助成	(乳幼児医療費) 乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者(平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大)	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 63,756件 (平成30年度)	179,870千円 (平成30年度)	昭和48年4月1日
	(就学前医療費) 3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分 (外来のみ)	支払件数 62,610件 (平成30年度)	78,760千円 (平成30年度)	平成20年1月1日
	(小中学生医療費) 小中学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担券	支払件数 101,247件 (平成30年度)	239,755千円 (平成30年度)	平成28年10月1日
養育医療費	出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱等の症状を示し、医師が入院を必要と認めた乳児	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ、扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて、18段階で決定)は、申出により子ども医療費から充当)	支払件数 53件 (平成30年度)	5,477千円 (平成30年度)	平成25年4月1日 (権限移譲により愛媛県から事務移管)
児 童 手 当	中学校修了前の児童を養育している者	対象となる児童の年齢等により月額、次のように支給 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1、2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 所得制限(上記月額に関わらず) 5,000円	8,845人 (31.2.28現在)	1,973,000千円 (平成30年度)	平成24年4月1日
児 童 扶 養 当	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにいる児童又は20歳未満の障がい者を監護している父又は母、及び養育者に支給される。父又は母が一定の障がいの状態にあって、児童を養育している場合も支給の対象となる。所得制限がある。	月額 1人目 受給者の所得額により42,910円から10,120円の間で決定 (平成31年4月から額改定) 2人目(加算) 5,070円~10,140円 3人目以降(加算) 3,040円~6,080円	1,272人 (31.3.31現在)	585,509千円 (平成30年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障がいを有する児童を監護している父母、又は父母にかわって監護している養育者に支給される。所得制限がある。	月額 1人 重度 52,200円 中度 34,770円 (平成31年4月から額改定)	310人 (31.3.31現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	4人 (31.3.31現在)	県 費	昭和47年4月1日

(3) 家庭相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

平成30年度相談件数 1,350件

・留守家庭児童の保護者育成の援助

・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ管理業務を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が行っている。

指定期間 平成28年4月1日～

令和3年3月31日

(5年間：再指定)

(4) 中央児童センター・川東児童センター・上部児童センター・瀬戸児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、次の事業を行っている。

- ・児童の集団的及び個別的遊び、並びに体力増進の指導
- ・児童のための地域組織活動の育成

名称 区分	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電話	☎ 34-8600	☎ 32-8966	☎ 43-3612	☎ 41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室構成	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、学習室、屋上遊 戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、図書室、集会室、 屋外遊戯室、事務室
事業費	6,337万円	1億1,950万円	1億3,460万円	1億9,300万円
完成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
平成30年度 の利用者数	33,648人	25,243人	33,002人	24,389人

(5) 東新学園

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする児童福祉法第41条に基づく児童養護施設

所在地 西連寺町二丁目8番32号

☎ 41-6274

沿革 昭和27年8月に泉川町立として発足。その後昭和30年4月、新居浜市に合併して新居浜市立となり、昭和43年には市立少年憩いの家を合併し、昭和45年4月に現在地に移転した。昭和63年3月にはプレイルームを増築し、平成7年3月には一部児童居室の改造並びに全

館に冷暖房を完備し、平成14年2月に公共下水道接続工事と外壁塗装替等の再生事業を実施し、平成20年8～10月には床・内壁他の改修工事を実施した。また東新学園の建替えについては、民設民営により施設整備を進め、令和3年度開所を予定している。

敷地面積 3,359.00㎡  
構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨ブロック造2階建及び鉄骨造平家建  
建物面積 1,079.13㎡  
入所定数 28人 (H16.7に50人から改定)  
入所状況 13人 (H31.4.1現在)

## (6) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともに健やかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

### ・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500㎡以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数(主として3歳以上の幼児又は小学校低学年生)は、おおむね200人以上とする。

設置数 8カ所 (31.4.1現在)

総面積 9,498.42㎡

### ・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合していれば設置される。面積は原則として330㎡以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 58カ所 (31.4.1現在)

総面積 27,841.36㎡

対象に、地域に密着した子育て支援の拠点を開設し、交流の場づくり、育児相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安感や負担感、孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。

- ・実施場所 泉川保育園地域子育て支援センター  
朝日保育園地域子育て支援センター  
こちゃんパーク  
子育てひろばラトル  
子育てひろばピノッキオ  
子育て広場キッズ・政枝  
ハッピールーム  
プラネットキッズ

・平成30年度実績 相談件数 2,884件  
利用者数 55,260人

## ウ 地域子育て支援拠点一時預かり事業

地域子育て支援拠点施設の開設場所を活用し、保護者の負担軽減や突発的な用事や傷病・冠婚葬祭の時など必要に応じた一時預かりを実施している。

対象者：原則6か月以上3歳未満

実施場所：子育てひろばラトル

ハッピールーム

・平成30年度実績 利用者数 1,357件

# 4 子育て支援

## (1) 地域子育て支援の充実

### ア 子育てサービス利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てコーディネーターを配置し、必要に応じた相談・助言等を行う。

・実施場所・子育てひろばラトル内(基本型)

・子育て支援課窓口(特定型)

・平成30年度実績 相談件数 基本型 1,725件  
特定型 211件

### イ 地域子育て支援拠点事業

0歳からおおむね3歳の子どもとその保護者を

## (2) 子育て支援対策

### ア ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

平成30年度活動件数 2,731件

### イ エンゼルヘルパー派遣事業

核家族化が進み、育児を手伝ってくれる人が身近にいないため、育児不安や育児の負担感を抱えたり、産後うつ等精神疾患を抱える母親が増えていることから、ヘルパーを派遣して家事・育児援助を行い育児の負担感や不安感の軽減を図っている。

・平成30年度登録者数 27名

実利用者数 14名

利用延時間数 68.5時間

### ウ 子育て応援パスポート事業

子育て世帯の応援に協賛する店舗を募集し、提示することで店舗独自のサービスを受けることの



できる「子育て応援パスポート」を対象世帯に交付することにより、子育ての不安感や負担感の軽減を図る。

- ・対象者 妊娠または15歳以下の子どもがいる世帯
- ・平成30年度交付数 11,388冊

## エ 愛顔の子育て応援事業

愛媛県と連携して、第2子以降の出生時に50,000円分の紙おむつ(県内企業が生産した製品)が市内の登録店舗で購入できる応援券を保護者に配布する。

- ・平成30年度実績 登録店舗数 44店舗  
配布者 477人

# 5 母子・父子福祉

## (1) ひとり親福祉対策

### ア ひとり親相談

ひとり親家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

- 母子・父子自立支援員 1人
- 相談日 月・水・木・金曜日
- 件数 235件(平成30年度)

### イ 子ども・ひとり親家庭医療費助成制度

子ども・ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

- 対象人数 2,845人(31.3.31現在)
- 医療件数 37,541件(平成30年度)
- 医療費総額 440,722,037円(平成30年度)
- 市助成額 118,720,816円(平成30年度)

### ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び配偶者と死別又は生別した者及びその者が扶養している20歳以上の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

## 新規貸付状況

(単位：千円)

年度 貸付種目	28		29		30	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	20	45,708	19	64,675	11	26,772
技能習得資金			1	1,700		
修業資金			1	204		
就職支度資金						
生活資金			1	1,000	2	1,859
住宅資金						
転宅資金						
就学支度資金	21	10,591	12	5,990	15	6,648
医療・介護資金						
結婚資金						
計	41	56,299	34	73,569	28	35,279

## エ 婦人相談

指導や保護の必要な婦人の早期発見を図るとともに、婦人の生活、職業その他いろいろな問題についての相談、指導、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整も行っている。

- 家庭・婦人相談員 1人
- 相談日 月～金曜日
- 件数 233件(平成30年度)

## (2) 清光寮(母子生活支援施設)

配偶者のない女子、またこれに準ずる事情にある女子及びその者が監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とした児童福祉法に基づく入所施設で要保護児童の健全育成を図るとともに母子生活の向上、自立を促進させるように指導している。

所在地 中筋町二丁目4番37号

☎41-6338

沿革 昭和26年4月1日に認可され、開始された。昭和48年5月20日改築、現在に至っている。

敷地面積 1,463.43㎡

構造 コンクリートブロック造2階建

建物面積 964.54㎡

定員 20世帯

入所状況 2世帯 4人(31.4.1現在)



## 6 障 が い 福 祉

### (1) 障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数】

(31.4.1 現在・単位：人)

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視 覚 障 害	18歳未満	2	0	0	0	0	0
18歳以上		99	110	21	23	45	20	318
聴 覚 障 害	18歳未満	1	6	0	0	0	5	12
	18歳以上	22	76	33	47	2	129	309
音 声 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	3	22	18	0	0	44
肢 体 不 自 由	18歳未満	34	10	8	1	3	0	56
	18歳以上	552	631	402	663	238	119	2,605
心 臓 機 能 障 害	18歳未満	12	0	10	2	0	0	24
	18歳以上	740	13	168	88	0	0	1,009
腎 臓 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	345	0	2	4	0	0	351
呼 吸 器 機 能 障 害	18歳未満	1	1	1	1	0	0	4
	18歳以上	19	3	21	5	0	0	48
膀 胱 ・ 直 腸 機 能 障 害	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18歳以上	0	2	8	170	0	0	180
小 腸 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	1	1	0	0	3
免 疫 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	6	2	2	0	0	13
肝 臓 機 能 障 害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	1	0	1	0	0	13
小 計	18歳未満	51	17	20	5	3	5	101
	18歳以上	1,793	845	680	1,022	285	268	4,893
合 計		1,844	862	700	1,027	288	273	4,994

【療育手帳(知的障がい者)所持者数】

	A級	B級	計
18歳未満	102	192	294
18歳以上	305	463	768
計	407	655	1,062

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1級	2級	3級	計
計	69	546	176	791

(2) 障がい者(児)福祉対策

区分	対象者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開始時期
福祉手当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障がい者(ただし、障がいに対する年金を受けている人、または施設に入所している者を除く。)	月額 14,790円 (H31.4月分から)	17 (31.3.31現在)	2,986,220 (平成30年度)	昭和50年10月1日
特別障害者手当	在宅重度障がい者(重複障がい者)	月額 27,200円 (H31.4月分から)	130 (31.3.31現在)	41,077,550 (平成30年度)	昭和61年4月1日
障害児福祉手当	重度障がい児(20歳未満)(施設入所児童は除く。)	月額 14,790円 (H31.4月分から)	93 (31.3.31現在)	15,370,040 (平成30年度)	昭和61年4月1日
重度心身障がい者(児)医療助成	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A級所持者および身体障害者手帳3～6級と療育手帳B級を合わせもつ人	保険診療に伴う自己負担分	2,892 (31.3.31現在)	473,325,812 (平成30年度)	昭和49年3月26日
補装具交付・修理	18歳未満で身体障害者手帳所持者	補装具の種類 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、義足、義手等	23件 (平成30年度)	4,794,572 (平成30年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手帳所持者		137件 (平成30年度)	14,544,871 (平成30年度)	
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者・児で、給付等の対象に該当する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコーダー、ストマ装具、人工内耳用電池等	3,345件 (平成30年度)	31,195,263 (平成30年度)	昭和47年8月15日
重度障がい者(児)タクシー利用助成	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚250円の助成券を1か月分4枚交付(年間最大48枚)	1,456件 (平成30年度)	6,454,750 (平成30年度)	平成27年7月1日

ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障がい者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したテープを複製して、視覚障がい者へ郵送し、各公民館、図書館、地域福祉課での貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを貼付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

ウ 声の図書室事業

視覚障がい者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したテープを貸出申込者に対して郵送している。

エ 手話通訳IOT推進事業

聴覚に障がいのある方に対し、IOTを活用し、各支所から、また自分のスマートフォンから、本庁にいる手話通訳者と手話をするにより行政手続き相談を手軽に行うことができる。

オ 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡後または廃疾後の心身障がい者に年金を支給して、心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対して保護者が抱く不安の減少を図ることを目的としている。

加入者 63人(31.4.1現在)

市支出金	1,384,506円	}	(平成30年度)
県支出金	2,076,152円		
個人掛金	8,926,342円		

年金及び支給状況 月額2万円(1口につき)

受給者 104人

#### カ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待を未然に防ぐための障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい者や障がい者虐待に関する理解の普及を図るとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者の権利利益の擁護を図っている。

業務については、社会福祉法人新居浜愛育会へ委託している。

#### キ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会、愛媛県聴覚障害者協会へ委託している。

#### ク 各種事業・行事の実施

市民の障がい者への理解と協力が得られるよう、生き生きしあわせフェスティバルを開催。また、障がい者の社会参加と自立を促進するため、障がい者体育大会、福祉のつどい等を実施している。

#### ケ ともに生きるまちづくりをめざして

障がい者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための

平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成7年11月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成18年度に見直しを行い新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を策定した。

その後見直しを重ね、平成26年度には第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画を策定していたが、障がい福祉計画の計画期間が終了することから、平成29年度に見直しを行い、新たに障がい児の計画を併せ、新居浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定した。

#### (3) 障がい者福祉センター

障がい者(児)の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法による生活介護・一般相談支援事業・特定相談支援事業、児童福祉法による障がい児相談支援、障がい者(児)の福祉更生にかかる相談、訓練及び講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などの事業を行っている。

また、同センターには地域活動支援センターⅢ型「いぶき」を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託している。

指定期間 平成31年4月1日～

令和6年3月31日(5年間)

平成24年度に耐震改修工事を行い、センターのリニューアルに合わせ、平成25年4月1日、名称を「障がい者福祉センター」に変更した。

区分	障がい者福祉センター	
	本館	新館
所在地	庄内町一丁目14番18号 ☎33-3341	
敷地面積	5,324.98㎡	
建物構造	鉄筋コンクリート ブロック造平家建	鉄筋コンクリート 造平家建
建物面積	697.76㎡	496.50㎡
建設費	84,780千円	74,995千円
	改修費 130,661千円	
完成	昭和51年8月31日	昭和57年3月1日
平成30年度の 利用状況	8,332人	5,031人

#### (4) 障害福祉サービス

平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」を提供している。

平成24年度からは、児童福祉法に基づく障がい児の「通所支援サービス」が開始されており、また、法改正により、平成25年4月1日からは、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変更された。

	種 類	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘル プ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	行 動 援 護	障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
	療 養 介 護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	施 設 入 所 支 援	常に介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護などの日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 継 続 支 援	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行したが、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問や指導・助言等を行います。
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

地域相談支援給付	地域移行支援	入所施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある人で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。
障害児通所給付	児童発達支援	心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通じて、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	身体障害者等訪問入浴サービス	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	日中一時支援事業	障がい者(児)を障害者支援施設において日中に一時預かりする「日中短期入所事業」、また、障がい児の放課後児童クラブとして「タイムケア事業」を行い支援します。
	その他	理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加促進事業、成年後見制度利用支援事業等

施設入所状況（新居浜市入所状況）

(31.4.1 現在)

指定障害者支援施設				指定障害者支援施設			
種類	施設名	所在地	人員	種類	施設名	所在地	人員
施設入所支援	アイル	松山市	2	施設入所支援	東予学園	西条市	4
	あゆみ苑	新居浜市	14		東予希望の家	西条市	2
	いつきの里	松山市	2		なかまたち	四国中央市	10
	今治療護園	今治市	1		野村学園	西予市	1
	かなさんどう	松山市	1		日野学園	松山市	1
	希望ヶ丘	砥部町	1		ひらい園	松山市	1
	希望の森	西予市	1		北条育成園	松山市	1
	くすのき園	新居浜市	52		星の里	西条市	7
	久谷	松山市	2		まさき育成園	新居浜市	36
	西条福祉園	西条市	7		松葉学園	西予市	1
	三恵ホーム	東温市	5		道前育成園	西条市	7
	しげのぶ清愛園	東温市	2		みどり園マウントヒルズエステート	松山市	1
	しげのぶ清流園	東温市	2		ライフまつの	松野町	1
	太陽の家	四国中央市	4				
	ていずい	西条市	10		計		



## (5) 市内の福祉サービス事業所（通所・施設）

施設名	住所	電話番号	実施事業
あゆみ苑	西の土居町二丁目8番12号	33-4477	生活介護、短期入所、施設入所支援
いちょうの木	角野新田町三丁目3番36号	66-7410	共同生活援助
いっぼ	中西町13番31号	66-8200	共同生活援助
くすのき園	萩生1834番地の1	41-6361	生活介護、短期入所、施設入所支援
クック・チャム my mama	新須賀町二丁目6番16号	33-2115	就労継続支援A型
国領荘	角野新田町一丁目1番28号	41-2258	生活訓練、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助
こんべいとう	船木甲3760番地の1	44-7025	共同生活援助
サスケ・アカデミー新居浜	高木町2番20号 アーバンライフビル3-2	66-8272	共同生活援助
サスケ工房	若水町一丁目9番19号	37-8525	就労継続支援A型
しいたけの里	垣生三丁目3番29号	45-0380	就労継続支援A型
障がい者福祉センター	庄内町一丁目14番18号	33-3341	生活介護
すいよう作業所	郷甲687番地	46-0936	生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助
すきっぷ	萩生1740番地の13	66-8201	共同生活援助
スマイルラボ	郷三丁目6番10号	45-2531	就労継続支援A型
つぼみ	喜光地町一丁目6番34号	40-6440	就労継続支援B型
どんでんどん	下泉町二丁目7番25号	40-6111	就労移行支援、就労継続支援B型、共同生活援助
ハビリテーリング センター vivre	若水町二丁目4番38号	35-3003	生活介護
プラネットワークス愛媛	若水町一丁目9番18号	32-5110	就労継続支援B型
プラネットワークス新居浜	萩生1100番地2	64-9800	就労継続支援A型
ほのぼの工房	庄内町三丁目12番2号	050- 3797-2411	就労継続支援B型
まさき育成園	大生院1686番地	41-6191	生活介護、生活訓練、就労継続支援B型、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
わかば共同作業所	船木甲741番地の1	44-7025	生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助
わかば第2作業所	船木甲2114番地	43-9531	生活介護、就労継続支援B型
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	生活介護
ワークチームゆい	南小松原町3番32号	47-5111	生活介護、就労継続支援B型

※五十音順

※事業の定員等は各施設にお問い合わせください。

## (6) 市内の障がい児通所支援事業所

施設名	住所	電話番号	実施事業
えーる	庄内町四丁目6番5号	37-0039	放課後等デイサービス
えーるきた	庄内町四丁目1番38号	47-7525	放課後等デイサービス
おひさまきつず新居浜菘生事業所	菘生739番地の10	66-7490	児童発達支援 放課後等デイサービス
KID ACADEMY 新居浜校	新須賀町三丁目1番50号	34-6740	児童発達支援
キッズなないろ	繁本町7番30号	47-6467	児童発達支援
さくら	角野新田町三丁目3番36号	66-7411	放課後等デイサービス
さわやか愛の家にいはま館	東田三丁目乙11番地の77	43-3666	放課後等デイサービス
ナイスほしばら	星原町15番49号	47-6408	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナイスにしばら	西原町二丁目4番16号	47-8452	児童発達支援 放課後等デイサービス
High Touch	中村一丁目1番44号	40-7010	放課後等デイサービス
はげみ園	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	32-8129	児童発達支援
ハビリテーリングセンターvivre (重症心身障がい児のみ)	若水町二丁目4番38号	35-3003	児童発達支援 放課後等デイサービス
ひらり新居浜ルーム	若水町一丁目2番50号	66-9911	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス にじいろばんだ	篠場町10番25号	43-5634	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきお	坂井町三丁目6番35号	47-8558	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきおかわひがし	松神子一丁目8番14号	45-0038	放課後等デイサービス
みらい	垣生一丁目6番25号	66-8133	児童発達支援 放課後等デイサービス
療育ルームいろは 放課後等デイサービスぴあ	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	33-4860	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	放課後等デイサービス

## 7 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障がい者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成31年4月1日～

令和6年3月31日(5年間)

### (1) 施設の概要(総合福祉センター)

所在地 高木町2番60号  
☎ 35-2940

敷地面積 7,923.70㎡  
構造 本体 鉄筋コンクリート造4階建  
車庫棟 " 平家建

延床面積 5,279.01㎡  
建設事業費 29億8,869万円(用地費を含む)  
完成 平成8年2月9日

室構成

1階 児童発達支援事業所はげみ園、相談室、福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、ファミリー・サポート・センター、喫茶室

2階 研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室

3階 放課後等デイサービス事業所放課後クラブびあ、浴室、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室

4階 温水プール、研修室3、入浴実習室、屋上ふれあい広場

### (2) 施設の概要(別子山分館)

所在地 別子山乙241番地の6  
☎ 64-2350

敷地面積 591.7㎡  
構造 鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積 526.5㎡  
建設事業費 2億3,175万円  
完成 平成5年8月31日

室構成

1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室

2階 小会議室、和室

### (3) 使用時間及び使用料

区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備考
福祉のひろば	円 1,570	円 2,100	円 2,620	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教養娯楽室(40名)	520	840	1,050	
調理実習室(25名)	1,050	1,570	2,100	
研修室1(81名)	1,050	1,570	2,100	
研修室2(42名)	520	840	1,050	
研修室3(45名)	520	840	1,050	

多目的アリーナ	使用時間区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	
	全面使用(400名)	3,150円	4,200円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	100	100	100
		小人(小・中学生)	50	50	50
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金				

温水プール	使用時間区分	9時30分～12時	13時～16時30分	
	全面使用(50名)	3,150円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	310	310
		小人(中学生以下)	150	150
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金			

別子山分館	区分	使用時間	料金
	風呂付全館	4時間	21,000円
	小会議室	1時間	310
	大広間カラオケ	1時間	1,570

※ 上記金額には消費税が含まれます。  
(10円未満切り捨て)

(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)

(単位：人)

区分	28	29	30
温水プール	16,118	16,717	14,913
健康増進コーナー	11,003	16,770	20,009
研修室利用	26,769	26,344	27,574
多目的アリーナ	19,643	18,523	19,406
おもちゃ図書館	7,605	6,662	7,349
教養娯楽室等	4,810	4,669	4,369
施設見学	359	229	545
合計	86,307	89,914	94,165
ボランティアセンター	13,459	13,798	12,897

(5) 施設の利用状況(別子山分館) (単位：人)

区分	29	30
全館	225	206
小会議室	0	0
大広間	180	281
合計	405	487
診療所	269	223

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の60歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会等に使用するとき。
- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

## 8 保健センター

市民の健康保持、増進を図るため、健康相談、健康教育、がん検診等の保健サービスを総合的に行う拠点として、また市民みずからの健康への自覚を深めるための自主的な保健活動を行う場として、昭和59年10月に開設した。

当センターを拠点として、乳幼児から高齢者までの幅広い健康管理を行うために、保健師・栄養士等による健康教育、健康相談や栄養相談を市内各所で実施するとともに、家庭訪問による個別指導も行っている。

平成30年10月に、子育て世代包括支援センター(すまいるステーション)を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでのきめ細かい支援を行っている。

また、平成31年3月に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して「新居浜市自殺対策計画」を策定した。

平成31年から、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供した者とその者が勤務している事業所等に対し助成金を交付する、骨髄バ

ンクドナー支援制度を開始する。

また、進学等で人生の大切な節目を迎える中学3年生、高校3年生の年齢に相当する者を対象に、インフルエンザ予防接種の費用の一部を助成する受験生予防接種助成事業を開始する。さらに、平成31年2月1日に予防接種法施行令の一部が改正され、風しんの抗体価の低い世代の男性を対象に、令和4年度までの3年間に限り風しんの追加的対策事業を実施する。

### (1) 施設の概要

所在地	庄内町四丁目7番17号 ☎ 35-1070
敷地面積	821.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
建物面積	1,574.12㎡
室構成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完成	昭和59年7月3日

利用状況

(単位：人)

年度	区分	1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児相談 他	健康 教育	健康 相談	がん 検診等	食生活改善推進員 研修会	母子健康 手帳交付	その他	計
26		4,034	3,392	1,614	943	5,047	775	1,054	3,493	20,352
27		3,868	3,633	1,645	1,290	7,085	665	980	3,552	22,718
28		3,844	3,769	1,661	2,002	6,229	672	934	8,897	28,008
29		3,768	3,876	1,715	2,246	7,134	809	883	4,117	24,548
30		3,598	3,396	1,609	2,562	7,196	601	804	4,200	23,966

### (2) 保健センター事業

#### ア 事業実績

##### (ア) 家庭訪問状況

(単位：件)

年度	訪問別	生活習慣病	その他疾病	乳幼児	妊産婦・新生児	その他	計
26		1,686	253	1,566	1,803	577	5,885
27		710	186	1,732	1,883	441	4,952
28		839	46	1,457	1,886	514	4,742
29		842	40	1,249	1,475	344	3,950
30		486	25	1,237	1,360	368	3,476

##### (イ) 健康相談状況

年度	区分	成人相談		乳幼児相談		ダイヤル相談(成人・乳幼児)		計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
26		107	3,063	115	1,514	2,570	2,570	2,792	7,147
27		117	3,292	113	1,317	2,511	2,511	2,741	7,120
28		231	3,870	132	2,050	2,968	2,968	3,331	8,888
29		172	3,806	88	2,072	2,322	2,322	2,582	8,200
30		197	4,096	101	1,275	2,316	2,316	2,614	7,687



## (ウ) 子育て世代包括支援センター(すまいるステーション)活動状況(サテライト分含む)

区分 年度	来所相談	電話相談	家庭訪問	個別支援 計画作成	産 後 ケ ア		その他
					実人数	延べ日数	
30	1,195 人	1,291 人	86 人	214 件	11 人	41 日	278 件

## (エ) 検診状況

(平成30年度)

区 分	回 数	受診者数	異常なし	要指導	経過観察	要精密検査	要治療 要医療
胃 が ん	47回	3,178 人	2,937 人	－ 人	0 人	241 人	0 人
子 宮 頸 が ん	(集団) 44 (個別) 5～2月	2,071 30	2,021 29	－	0 0	34 1	16 0
乳 が ん (マンモグラフィ)	(集団) 45 (個別) 5～2月	2,651 64	2,549 43	－	0 7	102 14	0 0
肺 が ん (ヘリカルCTを含む)	49	5,282	5,133	－	0	149	0
大 腸 が ん (11・2月のキャンペーン含む)	51	5,977	5,652	－	0	325	0
一日人間ドック	50	391	34	－	139	69	149
若年者の健康診査	15	410	231	110	11	39	19
骨粗鬆症検診	16	404	227	－	107	70	0
成人歯周病検診	(個別)7～10月	1,520	521	169	－	830	－
1 歳 6 か 月 児	12	923	762	12	79	19	51
3 歳 児	11	876	710	21	59	42	44

## (オ) 健康教育

区分 年度	成 人		乳 幼 児		両親学級		離 乳 食		食育教室		精神保健		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
26	99	3,001	62	2,070	8	203	36	1,321	131	5,772	18	1,222	354	13,589
27	102	3,899	47	1,331	12	267	36	1,105	151	6,007	21	1,057	369	13,666
28	128	3,766	30	1,249	12	291	36	1,101	167	5,960	30	1,020	403	13,387
29	138	3,977	20	881	12	260	36	1,179	155	6,048	48	1,419	409	13,764
30	109	3,661	18	923	12	247	36	1,083	139	5,126	36	949	350	11,989

健康手帳交付数 204冊 (平成30年度)  
 対 象 者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方  
 交 付 方 法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

## (カ) 食生活改善地区組織活動事業

種別	食生活改善講習会		推進員研修会		親と子の食生活共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
年度						
26	234	3,845	42	775	4	121
27	214	3,647	24	665	5	143
28	222	3,718	24	672	5	147
29	205	3,175	24	644	5	124
30	243	3,585	24	601	3	89

## (キ) 食生活改善推進員教育事業

年度	種別	クラス数	教育時間	修了者数
26		1	32	15
27		1	32	26
28		1	30	23
29		1	30	26
30		1	30	25

## イ 予防業務

## (ア) 予防接種実施状況

接種別	年度	28			29			30		
		対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)
B C G		938	928	98.9	963	945	98.1	894	865	96.8
四種混合		3,921	3,727	95.1	3,859	3,774	97.8	3,682	3,566	96.8
三種混合		—	—	—	—	—	—	—	1	—
二種混合		1,126	658	58.4	1,051	724	68.9	1,055	763	72.3
急性灰白髄炎 (不活化ポリオワクチン)		—	82	—	—	76	—	—	37	—
日本脳炎		—	3,918	—	—	3,967	—	—	4,227	—
麻しん・風しん (1期2期)		2,085	1,991	95.5	1,965	1,842	93.7	1,927	1,910	99.1
高齢者インフルエンザ		37,472	20,373	54.4	38,030	20,178	53.1	38,126	20,423	53.6
ヒトパピローマ ウイルス感染症		—	0	—	—	0	—	—	0	—
ヒブ感染症		3,864	3,718	96.2	3,800	3,687	97.0	3,628	3,572	98.5
小児の肺炎球菌感染症		3,864	3,748	97.0	3,800	3,681	96.9	3,628	3,584	98.8
水痘		2,300	1,699	73.9	2,260	1,708	75.6	2,153	1,763	81.9
高齢者の肺炎球菌感染症		8,681	4,112	47.4	9,025	4,432	49.1	8,570	4,060	47.4
B型肝炎		1,828	1,429	78.2	2,953	2,761	93.5	2,682	2,653	98.9

注1：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。

注2：四種混合(三種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン)は、平成24年11月1日より接種開始。三種混合は四種混合に変更となり、平成28年7月に終了となる。

注3：ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)・ヒブ感染症・小児の肺炎球菌感染症は平成23年3月1日より行政措置予防接種として開始。(平成25年4月1日より定期予防接種となる。)ヒトパピローマウイルス感染症は平成25年6月14日付け、ワクチン接種後の持続的疼痛とワクチンとの因果関係が明らかになるまで、積極的勧奨の差し控え勧告が出される。

## (イ) レントゲン検診実施状況

(平成30年度)

区分	対象者	検診者	要精密検査者	精密検査受診者
一般	37,753 人	3,398 人	120 人	87 人

注1：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上

(3) 健康都市づくり事業



健康で明るい笑顔の都市づくり

少子高齢化や生活構造の変化に伴い、新たな健康感の創出が求められている今日、市民の一人ひとりが健康の大切さを認識し、新しい時代の市民的課題として健康都市づくりを積極的に推進する。

平成30年度事業実施状況

- 健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」の推進及び市民アンケート調査の実施
- 健康都市づくり組織の充実強化
  - ・健康都市づくり推進協議会並びに委員会の開催
  - ・健康都市づくり推進員研修会  
12回 延べ 555人
  - ・健康都市づくり推進員地区活動  
615回 12,315人
  - ・ウォーキング推進事業の開催 (9回 781人)
  - ・にいはま元気ポイント手帳の交付  
777人(延 5,160人)
  - ・にいはま元気ポイント交換申請 1,053人
- にいはまげんき体操の普及 (4,513人)
- ウォーキングMAPの普及啓発
- 食育推進計画の推進

(4) 休日診療・夜間診療

休日・夜間の救急診療は、内科・小児科について新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。

ア 休日診療

実施年月 昭和49年3月  
診療科目 内科・小児科  
新居浜市医師会内科・小児科急患センター  
外科  
在宅当番医  
診療日 日曜日、祝日、12月31日、1月2日・3日  
診療時間 午前9時～午後5時  
実施状況 (平成30年度) 内科・小児科 (開設日数72日、利用者数3,784人)  
外科 (開設日数72日、利用者数898人)

イ 夜間診療

実施年月 平成2年4月  
診療科目 内科・小児科  
新居浜市医師会内科・小児科急患センター

診療日 毎日(日曜日、祝日、12月31日、1月2日・3日を除く)  
診療時間 午後8時～午後11時  
実施状況 (平成30年度) 開設日数 293日  
利用者数 2,667人

ウ 深夜(小児科)診療

実施年月 平成21年4月  
診療科目 小児科  
新居浜市医師会内科・小児科急患センター  
診療日 毎日(日曜日、祝日、12月31日、1月2日・3日を除く)  
診療時間 午後11時～翌朝6時  
(火・木曜日)  
午後9時～翌朝6時  
(月・水・金・土曜日)  
実施状況 (平成30年度) 開設日数 293日  
利用者数 937人

エ 休日夜間(小児科)診療

実施年月 平成28年4月  
診療科目 小児科  
新居浜市医師会内科・小児科急患センター  
診療日 日曜日・祝日  
診療時間 午後6時～午後9時  
実施状況 (平成30年度) 開設日数 64日  
利用者数 1,013人

(5) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度

新居浜市医師確保奨学金貸付制度は、将来医師として新居浜市で働く医師数が増加するよう、医学を専攻する学生に、入学及び修学に必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、医師として勤務した場合、奨学金の返還を免除する。

奨学金の種類と貸付金額

- ①修学資金奨学金 月額20万円
- ②入学資金奨学金 入学金として納める額 (50万円を限度とする。)

奨学金の貸付期間

- ①修学資金奨学金 通算6年間を限度とする。
- ②入学資金奨学金 入学する年度1回のみ。

貸付状況

年度	種別	修学資金奨学金	入学資金奨学金
29		0人	0人
30		1	1

## 9 国民健康保険

昭和35年に発足した国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきた。

しかし近年、被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低く保険料収入が少ない等といった構造的な問題を抱えるようになったため、平成30年度からの「国保の都道府県化」により、都道府県が、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

愛媛県は標準保険料率を算定するとともに各市町村からの納付金を集約し、給付に必要な費用を全額市町に支払い、市町は、納付金を県に納付するとともに、地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、県で示された標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々の事情に応じた賦課徴収を行う。また、従来通り保険給付の決定を行い、データヘルズ計画などにに基づき被保険者の特性に応じたきめの細かい保健事業を展開する。

今後は、共同保険者となる愛媛県と市町が一体となって、国保事業の適正化や効率化を推進することにより、国保財政の健全化に努めていく。

### (1) 被保険者の推移 (3.31 現在)

年度	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
	戸	人	戸	人	%	%
26	57,147	122,751	17,766	28,304	31.1	23.1
27	57,237	121,966	17,330	27,387	30.3	22.5
28	57,339	121,211	16,690	25,924	29.1	21.4
29	57,461	120,351	16,213	24,749	28.2	20.6
30	57,573	119,281	15,800	23,837	27.4	20.0

### (2) 高額療養費制度

(31.4.1 現在)

#### 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分	区 分 ※1	自己負担割合	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降 ※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下		57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯		35,400円	24,600円

## (2) 保険給付の状況

### ア 給付内容

- (ア) 療養の給付(現物給付)または療養費の支給  
(現金給付)

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく(第三者行為による傷病は除く)、保険診療で定められたすべてについて給付する。

#### 診 療

薬剤または治療材料の支給、処置、手術、その他の治療、病院または診療所への入院、移送  
鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術  
(医師の同意のあるもののみ)

- (イ) 給付の割合

一般被保険者	7割
退職被保険者等	7割
高齢受給者	7割、8割
未就学児	8割

- (ウ) 入院中の食事代患者負担額

市民税課税世帯 1食 460円  
※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については260円に据置

※経過措置として、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病院に入院している場合は当分の間260円に据置

市民税非課税世帯の人 1食 210円  
※市民税非課税世帯として減額認定証を交付された期間のうち、入院日数が過去1年間で90日を超える場合

入院91日以降 1食 160円  
市民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の70~74歳の方 1食 100円

## 70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

適用区分		自己負担割合	外来(個人単位) 自己負担限度額	外来+入院(世帯単位) 自己負担限度額
現役並み 所得世帯 ※3	課税所得690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降(※2)140,100円)	
	課税所得380万円以上 (現役並みⅡ)		167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降(※2)93,000円)	
	課税所得145万円以上 (現役並みⅠ)		80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降(※2)44,400円)	
市民税課税世帯		2割	18,000円 (年間上限(※4)144,000円)	57,600円 (4回目以降(※2)44,400円)
市民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)			8,000円	24,600円
市民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ)			8,000円	15,000円

※1 旧ただし書所得：総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額(区分については、世帯の加入者の旧ただし書所得の合計額で決定する)

※2 過去1年間に4回以上の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

※3 現役並み所得世帯：70歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯

※4 年間上限額は、8月1日から翌年7月31日までの年間合計額に対して適用となる

## イ 推 移

(単位：円)

区 分		28		29		30		
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
療 給 養 の 付	診 療 費	308,225	9,448,651,712	294,462	9,017,666,623	286,138	8,977,428,731	
	薬 剤 支 給	138,247	1,735,431,017	132,349	1,681,610,765	130,142	1,561,610,012	
	計	446,472	11,184,082,729	426,811	10,699,277,388	416,280	10,539,038,743	
療 養 費 等	食事・生活療養	31		17		5		
	療 養 費	診 療 費	66	966,980	151	1,626,740	66	943,934
		そ の 他	8,033	69,548,510	7,105	64,824,800	6,649	60,534,400
		計	8,099	70,515,490	7,256	66,451,540	6,715	61,478,334
	移 送 費	1	65,924	0	0	1	88,560	
療 養 諸 費 計		454,603	11,254,664,143	434,084	10,765,728,928	423,001	10,600,605,637	
高 額 療 養 費		21,949	1,287,599,011	21,915	1,190,091,142	22,983	1,253,006,522	
介 護 合 算 療 養 費		48	1,370,639	63	1,826,903	56	1,371,438	
そ 保 他 險 給 付 の 付	出 産 育 児 給 付	80	33,552,000	59	24,764,000	66	27,640,000	
	葬 祭 給 付	192	3,840,000	203	4,060,000	188	3,760,000	
	計	272	37,392,000	262	28,824,000	254	31,400,000	

## 療養の給付(診療費)状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)
26	324,339	741,592	9,381,170,405	1,123.213	2.29	28,924	324,878
27	316,721	713,552	9,459,004,327	1,131.429	2.25	29,865	337,906
28	308,225	690,159	9,448,651,712	1,149.278	2.24	30,655	352,312
29	294,462	656,329	9,017,666,623	1,159.071	2.23	30,624	354,956
30	286,138	633,417	8,977,428,731	1,171.161	2.21	31,374	367,446



## 療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費用額	保険者負担金	一部負担金	他法負担金
26	11,313,586,657	8,276,174,369	2,455,432,566	581,979,722
27	11,506,404,818	8,425,229,343	2,529,159,596	552,015,879
28	11,254,664,143	8,218,035,946	2,556,830,928	479,797,269
29	10,765,728,928	7,871,454,367	2,456,140,782	438,133,779
30	10,600,605,637	7,753,691,246	2,454,912,124	392,002,267

## 高額療養費の状況

(単位：円)

年度	全体	現物給付(再掲)	70歳以上(再掲)	未就学児(再掲)	長期疾病(再掲)
26	1,138,827,449	1,000,104,074	261,151,455	6,703,605	140,549,691
27	1,255,625,695	1,080,618,638	289,327,543	7,564,521	140,288,524
28	1,287,599,011	1,152,810,263	311,274,555	8,266,510	131,122,297
29	1,190,091,142	1,060,557,859	313,365,073	3,457,242	115,728,860
30	1,253,006,522	1,095,768,684	340,549,625	1,494,856	128,967,141

## ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、施術料は1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

被保険者均等割 1人につき 7,000円

世帯別平等割 1世帯につき 3,350円

## イ 賦課限度額

〈医療分〉58万円

〈後期高齢者支援金等分〉19万円

〈介護分〉16万円

## ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回(7月に料額決定)で、徴収方法は、市内を地区担当の徴収員が各世帯を訪問しての徴収と昭和63年度より口座振替制度による徴収を行っている。また、平成20年度からは65歳以上の方は年金から特別徴収を行っている。

(平成30年度)

徴収区分	訪問	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合計
件数 (世帯)	3,621	8,291	3,888	15,820
率 (%)	22.9	52.5	24.6	100

## (3) 保険料

## ア 保険料率(平成30年度)

〈医療分〉

所得割 100分の8.98

被保険者均等割 1人につき 2万4,500円

世帯別平等割 1世帯につき 1万7,100円

〈後期高齢者支援金等分〉

所得割 100分の2.59

被保険者均等割 1人につき 7,330円

世帯別平等割 1世帯につき 5,100円

〈介護分〉

所得割 100分の2.08

## エ 収納状況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
現年度	調定額(円)	2,279,528,460	2,149,744,600	2,091,878,640	1,984,069,280	1,942,413,530
	収入済額(円)	2,159,152,597	2,045,445,998	2,001,336,619	1,893,332,756	1,853,509,856
	収納率(%)	94.72	95.15	95.67	95.43	95.42
滞納繰越分	調定額(円)	266,425,405	242,446,465	199,148,941	170,545,942	155,813,500
	収入済額(円)	85,276,291	89,510,390	76,235,250	62,509,052	68,797,751
	収納率(%)	32.01	36.92	38.28	36.65	44.15
計	調定額(円)	2,545,953,865	2,392,191,065	2,291,027,581	2,154,615,222	2,098,227,030
	収入済額(円)	2,244,428,888	2,134,956,388	2,077,571,869	1,955,841,808	1,922,307,607
	収納率(%)	88.16	89.25	90.68	90.77	91.62

## (4) 国民健康保険事業特別会計の状況（決算）

(歳入)

(単位：円)

区分	年度	27	28	29	30
保険料		2,134,956,388	2,077,571,869	1,955,841,808	1,922,307,607
国庫支出金		3,274,018,080	3,358,558,196	3,246,961,393	—
県支出金		581,242,882	618,498,935	572,835,105	9,312,782,801
療養給付費交付金		581,707,059	383,686,080	167,390,765	—
前期高齢者交付金		4,099,608,593	4,050,103,522	4,355,072,803	—
共同事業交付金		3,254,023,664	3,275,022,531	3,027,154,581	—
繰入金		1,551,510,313	1,327,481,135	1,094,030,664	1,227,219,207
市債		—	—	—	—
その他の収入		46,553,960	36,653,406	34,736,175	31,679,959
繰越金		0	0	0	0
歳入合計		15,523,620,939	15,127,575,674	14,454,023,294	12,493,989,574

(歳出)

(単位：円)

区分	年度	27	28	29	30
総務費		220,071,160	210,871,137	220,132,002	215,430,613
保険給付費		9,802,301,605	9,597,669,975	9,150,259,375	9,129,122,069
老人保健拠出金		62,385	49,017	31,192	—
国民健康保険事業費納付金		—	—	—	2,891,376,435
後期高齢者支援金		1,535,229,256	1,475,475,220	1,442,710,753	—
前期高齢者納付金		1,056,237	1,074,775	5,256,285	—
介護納付金		520,969,219	476,773,714	460,720,821	—
共同事業拠出金		3,140,901,933	3,161,078,581	2,996,470,344	1,743
保健事業費		99,696,633	95,085,744	91,866,510	99,158,717
基金積立金		269,645	100,177	50,681	617,583
公債費		50,000,000	50,000,000	0	0
その他の支出		153,062,866	59,397,334	86,525,331	158,282,414
予備費		0	0	0	0
歳出合計		15,523,620,939	15,127,575,674	14,454,023,294	12,493,989,574

## (5) 医療費適正化事業

市民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにするため、平成19年度より医療費適正化係を設置し、保険者として主体的に、健康づくりに取り組む体制を強化した。

市民(被保険者)の健康の保持増進を図り、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図っていくことを目指して、効果・効率的に保健事業に取り組む。

### ア 健康づくりへの取り組み

- 特定健康診査 (H29年度受診率 29.4%)
- 特定健康診査結果説明会 (49回)
- 特定保健指導 (H29年度利用率 32.3%)
- 脳ドック検診 (158人)
- 若年者 (18歳~39歳) 健康診査 (63人)
- 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

### イ 医療費適正化への取り組み

- 重複・頻回受診者への訪問指導
- 医療費通知 (年6回)
- 診療報酬明細書の点検調査
- ジェネリック医薬品使用推進
- ジェネリック医薬品差額通知 (年4回)

## 10 後期高齢者医療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

### ア 広域連合で行う事務

- 被保険者の資格の管理に関する事務
- 医療給付に関する事務
- 保険料の賦課・減免に関する事務
- 保健事業に関する事務
- その他後期高齢者医療制度施行に関する事務

### イ 市町で行う事務

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引き渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 保険料の徴収に関する事務等

### (1) 被保険者数の推移

(3.31 現在)

年 度	被保険者数
27	18,887 人
28	19,324 人
29	19,533 人
30	19,820 人

### (2) 保険料

#### ア 保険料率 (平成30年度・31年度)

所得割 100分の8.78

被保険者均等割額 46,374円

#### イ 賦課限度額 62万円

#### ウ 徴収方法

(特別徴収)

原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

## 11 福祉のまちづくり

(普通徴収)

原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ徴収方法の変更が可能。

保険料収納状況

区分	年度	28	29	30
調定額(円)		1,169,489,532	1,182,829,290	1,188,942,210
収入済額(円)		1,160,482,023	1,174,780,910	1,179,085,650
収納率(%)		99.23	99.32	99.17

\* 滞納繰越分含む

### (3) 後期高齢者医療対策費

#### ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・健康診査の実施形態等の広報、問い合わせに関すること。
- ・健康診査の申し込みの受付及び受診券の交付に関すること。
- ・健康診査費用等の支払いに関すること。
- ・健康診査結果の受診者への通知に関すること。

#### イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われないことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月15回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

#### ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町において負担する。

平成30年度負担金 1,428,244,111円

### (1) 新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的な権利が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすくかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

### (2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するための基本施策と行動項目をまとめた「新居浜市地域福祉計画(第一次)」を平成17年4月に策定した。

「新居浜市地域福祉計画(第一次)」の計画期間は平成22年度までとなっていたため、第五次新居浜市長期総合計画の期間と連動させ、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした「新居浜市地域福祉計画2011(第二次)」を平成23年3月に策定した。

今回の計画では、地域で生活するすべての人が、人とのつながりを大切にするにより、人とまちがやさしくなり、その結果として暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思えることがあるべき福祉のまちづくりの姿と考え、「人がやさしい まちがやさしい 笑顔輝くにいはま」を計画の基本理念とした。

また、まちの将来像を「市民の笑顔が輝くまちとなるために、子どもを産み育てる環境づくりや地域が一体となった支え合い、助け合いのシステムづくり、防災・防犯対策等により、すべての市民の生命が守られ、子どもから高齢者までだれもが安全で安心して生活ができ、住んでよかったと心から思えるまち」とし、【健康・長寿】【安心・安全】【交流・ふれあい】【自立・生きがい】を基本方針の柱とし、地域の生活課題の解決を図る上で、「自助・共助・公助」と「圏域」という視点を重視し、施策の推進を図ることとした。